

令和3年3月
農業委員会議事録

開催日：令和3年3月25日（木）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前 9時55分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 3年 3月 25日 (木)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	山崎保夫	出	8	浅子栄	出
2	高橋政太郎	出	9	坂巻秀雄	出
3	田口勲	出	10	藤井光昭	出
4	三ツ木宗一	出	11	高橋重雄	出
5	宇田川道代	出	12	金子繁雄	出
6	渋谷喜代治	出	13	荻島元治	出
7	吉田佳子	出	14	輿石大介	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	欠員		8	飯高進	出
2	神田東一	出	9	齋藤晃一	出
3	大貫利一	出	10	小川浩明	出
4	内野佐苗	出	11	大熊敏夫	出
5	岡安昇治	欠	12	松沢浩之	出
6	関根栄	出	13	原田源一	出
7	高島豊	出			

5. 出席者 事務局長 栗原和紀
統括主幹 齋藤利明
主事 辻敬济

(説明員) 開発指導課長 山口勇
開発指導課調整幹 田中克尚

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

- 第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について
- 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可を必要とする買受適格
証明願いの意見決定について
- 第4号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について
- 第5号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- 第6号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 第7号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見について

③ 報 告

- 第1号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
- 第2号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について
- 第3号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時37分

9. 会議の内容

局長

皆様、改めましておはようございます。定刻前ではございますが、皆さんおそろいですので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。

開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。

会長

おはようございます。どうもご苦労さまです。

緊急事態宣言も解除になり、お店等も1時間の延長で9時までとなりました。解除になったということで、東京なんか昨日は400人を超えて、今月一番多かったとか、仙台のほうでは過去最高だとか、なかなか抑え込むことが難しいコロナの状況だと思います。

今日はオリンピックの聖火の出発式ということで、越谷にも聖火が通ります。日にちは7月の7日に、まだ具体的なことは決まっておられません。7日に吉川のほうから越谷に、だからレイクタウンの辺りが来るのかなと思っております。消防のほうで警備のほうをお願いするということで言われていますので、日にちだけは聞きましたが、1年も前からレイクタウンの辺りだということだけしか聞いていないのですけれども、まだ細かい話は聞いていませんが、いよいよ聖火が動くとなると、オリンピックムードも少しずつ上がってくるのかなと思っております。

彼岸も過ぎまして、暑さ寒さも彼岸までということでございますので、これから陽気がよくなるかと思えます。陽気がよくなると、農作業のほうで忙しくなってくるということでございます。まだ温度が低い日もあります。風邪だかコロナだか分かりませんが、体調には十分気をつけて、風邪など引かないように注意をさせていただいて農作業に励んでいただければと思います。この体制もあと今日を含めて2回でございます。今日は1人欠席のようですが、体には十分気をつけて、この新年度を迎えたいと思いますので、ご協力をお願いします。

言葉整いませんけれども、挨拶とさせていただきます。よろしくお

局長 願います。

局長 ありがとうございます。

出席委員は、14名中14名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

また、本日は総会資料のほかに、農業振興課が作成しました第3次越谷市都市農業推進基本計画の冊子とあと概要版を皆様のお手元に配付させていただきましたので、よろしく願います。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則第4条の規定に基づき、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 ただいまより開催いたします。

まずは、越谷市農業委員会総会会議規則第11条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から、7番の吉田委員、8番の浅子職務代理を指名いたします。よろしく願います。

それでは、議事に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、事務局から説明願います。

統括主幹 議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明いたします。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は1万9,159平方メートルです。通作距離は2キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は譲受人を含め6名です。

本件は農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

事務局からは以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を推進委員2番の神田委員よりお願いいたします。

2番推進委員 1番の件について補足説明いたします。

(神田委員)

3月15日に現地を確認しております。申請地の農地3筆については適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり、農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題ないと判断いたします。

以上、報告いたします。

議長 ありがとうございます。

全 員 ただいまの説明について質疑はございませんか。

議 長 なし。

議 長 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議長 挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から5番について、事務局から説明願います。

統括主幹 議案書の2ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から5番について説明いたします。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅で夫婦と子供1人計3人で居住しておりますが、子供の成長とともに手狭となり、戸建て住宅の建築を計画し土地を探しておりましたが見つからず、両親へ相談したところ父親の所有している土地を勧められ、申請地は実家の隣接する土地で子育ての支援や今後の両親の介護等を考え最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、2番及び3番については関連がありますので、一括して説明します。2番の転用目的は自動車修理工場で、3番の転用目的

は住宅です。転用理由といたしまして、公園の拡張計画に伴い、自動車修理工場併用住宅が収用移転となり、現在利用していただいているお客様のためにも近くに移転したいと思い土地を探していたところ、同じ地区内に土地が見つかり、申請地は現工場から約700メートルの位置にあり、計画したところ土地所有者の同意が得られ、最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが手狭となり、戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は妻の実家に程近く、妻の勤務先が市内の病院であることから通勤にも便利であり、今後の両親の介護等を考え最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅で夫婦と子供1人計3人で居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭となり、自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は夫の実家に程近く、子育ての支援や今後両親が高齢になり介護が必要になった場合でもお世話できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

以上、5件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。

また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番から3番について11番の高橋委員、4番について浅子職務代理、5番について三ツ木委員よりお願いいたします。

1 1 番 委 員
(高橋 (重) 委員)

それでは、1番から3番について、高橋委員よりお願いいたします。

1番から3番の件について報告いたします。

1番の件について、3月12日に現地を確認しております。申請地の

現況は畑で、転用目的は住宅です。南側及び西側を除き、周囲をコンクリートブロックにより区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

2番、3番の件については関連がありますので、一括して報告します。3月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は自動車修理工場と住宅です。北側出入口を除き、周囲をコンクリートブロックにより区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

4番について、浅子職務代理よりお願いいたします。

8番委員
(浅子委員)

4番の件について、3月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。南側の出入口部分を除き、コンクリートブロックを設置し、土留めをすることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

5番について、三ツ木委員よりお願いいたします。

4番委員
(三ツ木委員)

5番の件について、3月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。道路に接する西側の出入口部分を除きコンクリートブロックを設置し、土留めをすることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、質疑はございませんか。

全員

なし。

議長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

議

長

[挙手全員]

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

引き続き、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての6番から10番について、事務局から説明願います。

統括主幹

議案書の2ページ及び3ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての6番から10番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、6番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供2人計4人で居住しておりますが、子供の成長とともに手狭となり、戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は小中学校が近くであり、子供の通学や妻の実家にも車で約15分の位置にあり、子育ての支援や将来両親の介護が必要になった場合でもすぐにお世話ができることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人計3人で居住しておりますが、家財が増え手狭となり、家族の将来を考え自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は小中学校も近く、妻の実家にも近く、子育ての支援や将来の両親の介護を踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、妻の出産も控え、現在の住まいでは手狭となり、戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は小中学校が近くであり、妻の実家まで車で約5分ほどの距離に位置し、子育ての支援や将来の両親の介護を踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は自動車修理工場です。

転用理由といたしまして、譲受人は平成27年に市内に本店を置き、主に自動車修理業を営む法人です。現在賃貸借にて営業をしておりますが、規模が小さくピットや駐車スペースに限りがあり手狭となり、このたび自社の修理工場の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は4号バイパスに近く、近隣には住宅や工場等もあり、多方面からの集客が見込めるため計画したところ、土地所有者の同意が得られたことから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和38年に川口市に本店を置き、主に水道施設工事を営む法人です。現在賃貸にて使用している資材置場が手狭となり、自社の資材置場を計画し土地を探していたところ、申請地は本店から4キロほどの距離に位置し、業務範囲は埼玉県全域を行っておりますが、昨今では東部地区の仕事依頼が増えてきております。また、アクセスがよく計画したところ土地の所有者の同意が得られたことから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

以上、5件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。

また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を6番について2番の高橋委員、7番から9番について私から、10番について宇田川委員よりお願いいたします。

それでは、6番について、高橋委員お願いいたします。

2 番 委 員
(高橋(政)委員)

6番の件について、3月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。被害防除対策として、東側出入口を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないものと判断いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議

長

ありがとうございました。

7番から9番について、私から説明をいたします。

7番の件について、3月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。出入口を除き、隣地との境界にはコンクリートブロックを設置することから、周りに被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。

8番の件について、3月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。出入口を除き、隣地との境界にはコンクリートブロックを設置することから、周りに被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

9番の件について、同じく3月12日に現地を確認しております。申請地の現況は田で、転用目的は自動車修理工場です。出入口を除き、隣地との境界にはコンクリートブロックを設置することから、周りに被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

10番について、宇田川委員よりお願いいたします。

5番委員
(宇田川委員)

10番の件について、3月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は資材置場です。北側の出入口を除いて、周囲にコンクリートブロック及び鋼板を設置することから、周りに被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく願いします。

議

長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全

員

なし。

議

長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

議

長

[挙手全員]

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可を必要とする買受適格証明願いの意見決定について、事務局から説明願います。

統括主幹

議案書の4ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可を必要とする買受適格証明願いの意見決定について説明いたします。

本議案につきましては、債権者の申立てにより裁判所の競売に付され、売却により所有権が移転する場合でも、農地法3条または第5条の許可が必要になります。通常の競売の場合は、買受申出人のうち最高価買受申出人が競落することになりますが、農地の競売の場合は、買受申出人が決まっても、その人が農地法の規定による権利移動の許可を受けられる資格がない場合、その競売はやり直しになってしまいます。このため、これを未然に防止するために、事前に農業委員会または埼玉県知事が交付する買受適格証明書を保有している人だけが競売に参加できることとなっております。

この買受適格証明書の交付は、農地法の許可手続に準じて行うこととなっております。本件につきましては農地法第5条第1項の許可に基づく審査をしていただくことになり、なお競売の結果、最高価買受申出人となった者は、その証明書を添付し、再度農地法第5条第1項の許可を受けることとなっております。

それでは、所有者、出願人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番から5番については関連がありますので、一括して説明します。転用の概要ですが、1番から5番の転用目的は既存店舗の敷地拡張による駐車場です。転用理由といたしまして、隣接する既存店舗及び申請地について裁判所の競売広告を知り、業種は違うものの既存店舗を利用しますが、敷地が狭いことから従業員やお客様の駐車スペース不足になることから、申請地も併せてぜひ購入し、駐車場

として利用したいという内容の申請です。

農地区分については、申請地の周辺は集落介在が進み、住宅、資材置場等と農地が混在している地域に属する第2種農地と判断され、代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。

また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議長 長 ただいまの説明に関連して、1番から5番について11番の高橋委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

1 1 番 委 員 1 番から5番の件について報告します。

(高橋(重)委員)

3月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は敷地拡張による駐車場です。北側出入口を除き、周囲をコンクリートブロックにより区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。よろしく申し上げます。

議長 長 ありがとうございます。

ただいまの説明について質疑はございますか。

全 員 なし。

議長 長 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議長 長 挙手は全員でございますので、原案のとおり買受適格証明書の発行相当と意見決定いたします。

続きまして、第4号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹 議案書の5ページから7ページを御覧ください。

第4号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について説明いたします。

議 長	<p>番号、出願人氏名の順に読み上げます。</p> <p>それでは、1番の内容ですが、筆数が6筆で、面積は3,264平方メートル、平成30年3月27日から令和3年3月25日までの証明です。</p> <p>次に、2番の内容ですが、筆数が7筆で、面積は3,105平方メートル、平成30年3月27日から令和3年3月25日までの証明です。</p> <p>次に、3番の内容ですが、筆数が4筆で、面積は1,442平方メートル、平成30年4月26日から令和3年3月25日までの証明です。</p> <p>次に、4番の内容ですが、筆数が15筆で、面積は4,504平方メートル、平成30年4月26日から令和3年3月25日までの証明です。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
7 番 推 進 委 員 (高 島 委 員)	<p>ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番及び2番について推進委員7番の高島委員、3番について推進委員2番の神田委員、4番について推進委員13番の原田委員よりお願いいたします。</p> <p>それでは、1番及び2番について、高島委員よりお願いいたします。</p> <p>1番、2番につきましてご報告いたします。</p> <p>まず、1番について報告します。3月12日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、特例適用農地6筆については、適正に管理、耕作されておりましたので、報告いたします。</p> <p>続いて、2番について報告します。同じく3月12日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、特例適用農地7筆については、適正に管理、耕作されておりましたので、報告いたします。</p> <p>2点につき、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長 2 番 推 進 委 員 (神 田 委 員)	<p>ありがとうございました。</p> <p>3番について、神田委員よりお願いいたします。</p> <p>3番について報告します。</p> <p>3月15日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、特例適用農地4筆については、適正に管理、耕作されておりましたので、報告いたします。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>4番について、原田委員よりお願いいたします。</p>
13番推進委員 (原田委員)	<p>4番についてご報告いたします。</p> <p>3月12日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、特例適用農地15筆については、適正に管理、耕作されておりましたので、ご報告いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明について質疑はございませんか。</p>
全 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。</p> <p>続いて、採決を行います。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>[挙手全員]</p>
議 長	<p>挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行いたします。</p> <p>続きまして、第5号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、事務局から説明願います。</p>
統 括 主 幹	<p>議案書の8ページから10ページを御覧ください。</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について説明いたします。</p> <p>本件は、越谷税務署長より、租税特別措置法の規定による相続税の猶予を受けている農地等の利用状況等について確認したいので、農業委員会に対して該当する農地につきまして、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書の提出を依頼されたものです。</p> <p>番号、相続人氏名の順に読み上げます。</p> <p>それでは、1番の内容ですが、筆数が13筆で、面積は1万253.78平方メートルです。</p> <p>次に、2番の内容ですが、筆数が10筆で、面積は6,590平方メートル</p>

です。

次に、3番の内容ですが、筆数が13筆で、面積は7,972平方メートルです。

事務局からは以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番について推進委員4番の内野委員、2番について推進委員11番の大熊委員、3番について11番の高橋委員よりお願いいたします。

4番推進委員 それでは、1番について、内野委員よろしくをお願いいたします。
(内野委員) 1番について報告いたします。

3月16日に事務局と現地を確認しております。事務局報告のとおり、特例適用農地13筆は、適正に管理、耕作され、違反はないものと思っておりますので、ご報告いたします。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

1番推進委員 2番について、大熊委員よりお願いいたします。
(大熊委員) 2番について報告します。

3月15日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、特例適用農地10筆は、適正に管理、耕作されておりましたので、報告いたします。

議長 ありがとうございます。

1番委員 3番について、高橋委員よりお願いいたします。
(高橋(重)委員) 3番の件について報告します。

3月12日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、特例適用農地13筆は、適正に管理、耕作されておりましたので、報告します。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

全員 ただいまの説明について質疑はございませんか。

議長 なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

統 括 主 幹

続きまして、第7号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見について、事務局から説明願います。

議案書の25ページから34ページを御覧ください。

第7号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見について説明いたします。

農用地利用配分計画（案）につきましては、農地中間管理機構の公益社団法人埼玉県農林公社が農地中間管理権を取得した土地で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき越谷市長より意見を求められたものです。

それでは、農用地配分計画の内容ですが、議案書のとおり賃借権の設定を受ける者の1番の内容ですが、賃借権の設定を受けている個人から法人への変更に伴い、新たに農地利用配分計画を定めるものです。全筆数20筆、全体面積1万6,987平方メートル、期間は4年8か月です。詳細につきましてはお目通し願います。

2番の内容ですが、賃借権の設定を受けている個人から法人への変更に伴い、新たに農地利用配分計画を定めるものです。全筆数117筆、全体面積9万6,457平方メートル、期間は10年です。詳細につきましてはお目通し願います。

事務局からは以上です。

議
全
議

長
員
長

ただいまの件につきまして質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、本計画（案）に対する意見はございませんか。

全
議

員
長

なし。

意見はないということでございますので、続いて採決を行います。

原案のとおり賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり意見なしと決定いたします。

統 括 主 幹

次は報告でございます。

事務局から説明願います。

それでは、報告に移らせていただきます。

議案書の35ページです。第1号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、3件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、36ページ及び37ページです。第2号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について、13件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、38ページから42ページです。第3号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、本件は農地の賃貸借契約の合意解約です。今回29件の届出がありました。内容につきましてはお目通しください。

報告事項は以上です。

議 長

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、4月23日、金曜日、午前10時から、この会議室で行います。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

(閉会時刻：午前10時37分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和3年 3月25日

議 長

署名委員

署名委員